

# 【重点支援】

## 従業員駐車場の消融除雪を図る事業所への補助金

### 1. 目的

市内事業者の事業活動への注力と売上向上を後押しするため、従業員駐車場の効率的な消雪・融雪・除雪の取り組みに必要な設備・機械導入に対し、その経費の一部を補助します。



詳細は産業政策課へお問い合わせください。

### 2. 内容

<p>補助対象者</p>	<p><b>以下の全てを満たす事業者が補助対象者となります。</b></p> <p>①市内に本社または主たる事業所を有している事業者※業種の制限はありません</p> <p>②雇用保険に加入している従業員の人数が5人以上で、導入する設備または機械により従業員用駐車場の除雪を行う事業者であること。</p> <p>③納付期限の到来した市税を完納していること。</p>							
<p>対象経費と補助金額</p>	<p><b>従業員駐車場の除雪等の取り組みに必要な設備・機械・車庫の導入が補助対象事業となります。</b></p> <p>【対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備・機械・車庫の導入費、既存設備の撤去費が補助対象となります。</li> <li>設備の更新、機械（中古含む）の入替えも補助対象となります。</li> </ul> <p>【補助対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース機械、駐車場除雪以外の用途と兼用する機械、除雪の受託作業用の機械の購入は補助対象外となります。</li> <li>既存設備・機械の処分費は補助対象外となります。</li> <li>消費税は補助対象外となります。また、国県その他の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費からその額を差し引くものとします。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="258 1608 1473 1944"> <thead> <tr> <th data-bbox="258 1608 513 1653">補助メニュー</th> <th data-bbox="513 1608 1473 1653">内容と補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="258 1653 513 1821">① 消融雪設備（車庫含む）の導入</td> <td data-bbox="513 1653 1473 1821">                     消雪パイプの敷設、散水機器の設置、消雪用水槽の設置、ロードヒーティングの設備導入、車庫の設置など  <b>【補助金額】 補助率は対象経費×1/5（消費税除く、千円未満切捨て）</b>  <b>補助金上限は400万円</b> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 1821 513 1944">② 除雪機械の導入</td> <td data-bbox="513 1821 1473 1944">                     ホイールローダー、ブルドーザー、投雪機の購入など  <b>【補助金額】 補助率は対象経費×1/5（消費税除く、千円未満切捨て）</b>  <b>補助金上限は150万円</b> </td> </tr> </tbody> </table> <p>例) 消雪パイプの敷設 2,000万円（消費税抜） 1/5 = 市補助金上限 400万円 事業所負担は 1,600万円と消費税</p>		補助メニュー	内容と補助金額	① 消融雪設備（車庫含む）の導入	消雪パイプの敷設、散水機器の設置、消雪用水槽の設置、ロードヒーティングの設備導入、車庫の設置など <b>【補助金額】 補助率は対象経費×1/5（消費税除く、千円未満切捨て）</b> <b>補助金上限は400万円</b>	② 除雪機械の導入	ホイールローダー、ブルドーザー、投雪機の購入など <b>【補助金額】 補助率は対象経費×1/5（消費税除く、千円未満切捨て）</b> <b>補助金上限は150万円</b>
補助メニュー	内容と補助金額							
① 消融雪設備（車庫含む）の導入	消雪パイプの敷設、散水機器の設置、消雪用水槽の設置、ロードヒーティングの設備導入、車庫の設置など <b>【補助金額】 補助率は対象経費×1/5（消費税除く、千円未満切捨て）</b> <b>補助金上限は400万円</b>							
② 除雪機械の導入	ホイールローダー、ブルドーザー、投雪機の購入など <b>【補助金額】 補助率は対象経費×1/5（消費税除く、千円未満切捨て）</b> <b>補助金上限は150万円</b>							

【裏面もご覧ください】

### 3. 申請方法

下記の①～⑤の書類を市役所産業政策課へ提出してください。書類は十日町市ホームページに掲載しています。

- ①補助金交付申請書
- ②事業実施計画書
- ③設備・機械等の見積書またはこれに準ずる書類の写し
- ④設備・機械等の内容がわかる図面、パンフレット、カタログ等の写し
- ⑤市税の納税証明請求書

※本庁税務課・各支所地域振興課にて有料（350円）で発行します。

### 4. 事業の完了報告

下記の①～⑥の書類を市役所産業政策課へ提出してください。書類は十日町市ホームページに掲載しています。

- ①補助金実績報告書兼請求書
- ②事業実績報告書
- ③設備・機械等の請求書の写し
- ④設備・機械等の領収書の写し
- ⑤設備・機械等が確認できる写真
- ⑥市が補助金を振り込む金融機関の通帳（口座情報がわかるページの写し）

### 5. 注意事項

- ①令和8年4月1日以降かつ交付決定通知日以降に実施する工事等が対象となります。
- ②令和8年度降雪前までに工事等を完了し、遅延なく実績報告書類を市へ提出してください。
- ③同一年度内同一事業所からの申請は1回限りとし、補助メニュー①②のうち、どちらか一方とします。
- ④予算額が上限に達した時点で申請を締め切ります。



担当課：十日町市産業政策課 産業振興係  
電話：025-757-3139  
E-mail：t-sangyo@city.tokamachi.lg.jp



詳細はこちら

令和8年4月1日版